

各部会における今後の取組

1 身体・知的就労支援部会

(1) 背景及び課題

平成30年度に就労定着支援事業が創設され、また東京都では共同受注窓口が開設された。一般就労の分野では定着支援の在り方や連携の方法、そして福祉就労の分野ではB型事業所利用者の高齢化や固定化、工賃向上に向けた取組等の課題がある。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、障害者雇用や就労関連施設の運営に関しても大きな影響を受けている。これらを踏まえて以下の検討を行っていく。

(2) 今後の取組

①オンラインを活用した就職活動や定着支援の方法の検討、情報共有

令和2年度より可能なものから実施する。

②共同受注ネットワーク構築

令和2年度 他自治体からの情報収集

令和3年度 ネットワーク構築に向けた検討

令和4年度 実施

2 身体・知的障害者相談支援部会

(1) 背景及び課題

身体、知的、精神障害のある方からの多様な障害に関する相談に対して適切に対応していくため、総合的な相談に対応できる窓口、地域の相談支援事業所とのネットワークの強化を図るため、地域の相談支援の拠点として基幹相談支援センターを含む今後の相談体制の整備について検討をしていく必要がある。

また、障害が重複しているケースが増えているため、障害特性に応じたアプローチ方法、支援内容等、保健師との連携が必須となるため、どのように連携を行っていくか検討が必要である。

(2) 今後の取組

令和2年度 他区の基幹相談支援センターの状況を調査し、情報収集を行う。

令和3年度～4年度

葛飾区としてどのような形が望ましいのか意見を出し合いイメージを共有し、具体的な設置に向け業務内容等の検討を行う。

令和5年度 基幹相談支援センター設置

※相談支援事業所運営費等助成事業、相談支援専門員の確保についても意見交換・情報共有を行う。

3 精神障害者就労及び相談支援部会

(1) 背景及び課題

平成 19 年 8 月に、精神障害者の就労支援及び相談支援の事業者への意見付与、専門的、個別的な事例の対応についての協議や調整を行うために部会を設置し、障害者施策推進に一定の役割を果たしてきた。しかし、近年は、精神障害と他の障害を合わせ持つ事例が多く、また、部会員が重複している実態があることから、「身体・知的障害」と「精神障害」を分けて部会を設けることの意義が見出しにくくなっている。

今後は、障害のある方の包括的な支援体制を充実させていくために、身体・知的障害者支援関係者を交えたネットワークの構築、社会資源（施設・事業者）の相互利用等を図る必要がある。

(2) 今後の取組

令和 2 年度 身体・知的障害者の就労支援部会、相談支援部会との合同開催

※障害者支援の部会統合について検討を進める。

4 差別解消部会

(1) 背景及び課題

平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」が施行されたことに伴い、差別解消部会では、リーフレットを作成し障害者差別解消法の周知を行うとともに、差別解消部会での意見をもとに、地域への啓発活動として、職員出前講座を実施し、障害者差別の解消を推進しているところである。

しかし、区に寄せられた相談事例では、事業者が障害者差別解消法に対する理解が不十分である事例が見受けられたため、広く障害者差別解消法について周知・啓発していく必要がある。

また、区の相談窓口寄せられる相談が少ない現状があるため、相談者が安心して相談できるよう、相談窓口の周知を進めていく必要がある。

(2) 今後の取組

差別解消部会で意見交換・情報共有をしながら以下の点に取り組む。

①事業者への周知

商業関係事業説明会や連絡会等、機会を捉えて周知を進める。

②区民への周知

相談窓口について、区ホームページや広報、チラシ等での周知を行う。

また、障害者差別解消法についても更なる周知方法を検討する。

③地域の実態把握

地域における障害者差別の実態を把握し、障害者差別の解消に向けた取組を検討していく。